

指定申請書の作成について(施行規則第72条関係)

(全国計量行政会議 (平成28年3月))

- (1) 適正計量管理事業所の指定の申請書は、施行規則第72条第3項の規定によりその構成員のすべての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うこととされている団体の構成員は、共同して作成することができるが、この場合にいう団体とは、必ずしも法人格を有するものに限らない。また、申請書には、その団体の構成員のすべての氏名、住所及び印を別記することを必要とし、又新たに団体に加入した者にあつては、改めて指定の申請書を提出しなければならないものとする。
- (2) 施行規則第72条第3項の同一の計量士とは、同一の計量士会及び同一の計量士グループ等であっても差し支えないものとするが、指定の申請書の記載に当たっては全ての計量士の氏名等を記載するものとする。
- (3) 同一建物内又は同一敷地内において、複数の店舗等がそれぞれ明らかに独立性を持ち事業を営んでいるとみなされる場合には、適正計量管理事業所の指定については、それぞれ別個の事業所として取り扱うのが相当である。

しかしながら、計量管理を含め事業運営の各分野において共同化等が進められ、経営責任の一本化が認められる場合には、同一建物内又は同一敷地全体を一個の事業所として取り扱って差し支えない。
- (4) 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法において、当該検査設備は、申請者又は計量士が所有するもの(当該計量士が所属する計量士会又は計量士のグループ等が所有するものを含む。)の外、他との共有又は他から借り受けるものであつても差し支えないものとするが、その場合、保管及び整備については、当該計量士の指導のもとに行われていること。
- (5) 「その他計量管理を実施するため必要な事項」とは、従業員への指導教育の方法、台帳の管理方法等とするものとする。
- (6) 計量管理を実施する組織を記載する場合にあつては、部、課、係等のあるものについてはその名称及び関係を図示するものとする。